

## 環境影響評価結果の審査について（審査会の活用について）

## 1．海外における審査会制度について

諸外国の環境影響評価制度調査報告書(平成17年3月環境省調査)によると、イギリス、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、中国、米国、韓国、オランダの9カ国のうち、外部の専門家で構成される審査体制を有していたのは6カ国であり、そのうち政府と独立した第三者機関を設置しているのは、カナダとオランダの2カ国であった。また、ドイツ、フランス、中国の3カ国については外部の専門家で構成される審査体制を有していない。

表1 海外における審査体制について

第三者 機関性	国	名 称	位置付け	役 割
無	イギリス	法定協議機関	政府、政府により 設立された機関等	環境影響評価書が作成された後に、地方計画庁は 法定協議機関との協議を行わなければならない。
	イタリア	EIA委員会	環境省に設置	環境省の意思決定に対して意見を述べる役割を有 している。
	米国	環境諮問委員会	大統領府内に設置	環境に思わしくない影響を与える可能性のある主 要な連邦政府の行為に関して、連邦政府関係機 関の間に意見の不一致がある場合に、環境諮問委 員会への申立手続きが定められている。
	韓国	韓国環境政策・ 評価研究院	国立の専門機関	環境影響評価書に対して環境省の長に意見を提出 したり、評価書の再評価、環境面の影響評価に関 する研究を実施する。
有	カナダ	審査委員会	政府から独立した 機関	環境への重大な影響を及ぼすおそれのある場合や 公衆の懸念が大きい場合に、独立した審査委員 会による審査の手続きが位置づけられている。
	オランダ	EIA委員会	中央行政機関から 独立した機関	環境影響評価書に対する提言書の作成などが義務 付けられている。

## 2．特殊案件等環境影響調査事例について

環境省では特殊案件等環境影響審査調査として、環境影響評価の審査にあたり特に慎重な準備が必要とされる特殊なテーマについて、外部の有識者の知見を得ながら平成12年度から調査を行っている。過去5年(平成16年度～20年度)の調査実績は17課題あり、そのうち主な調査(又は配慮)項目として、動植物や生態系といった生物関係を調査したテーマ及び水質を調査したテーマがともに10課題と最も多かった。

表2 特殊案件調査（過去5年分）における主な調査（又は配慮）項目

年度	タイトル	事業種	主な調査（又は配慮）項目
20	道路事業における景観に関する環境影響評価調査	道路	景観
	三河港神野西地区埋立事業に係る環境影響基礎調査（20年度）	埋立	水質（貧酸素水塊等） 動植物、生態系（鳥類（ガンカモ等）、底生生物（アサリ）、海草（コアマモ））
	建設工事による河川の濁り等に対する環境影響評価手法検討調査	道路、鉄道、ダム	水質（濁り、水素イオン濃度（pH））
19	内湾における複数の事業による鳥類への影響調査	埋立	動物（鳥類（ガンカモ等）、底生生物（アサリ））
	三河港神野西地区埋立事業に係る環境影響基礎調査（19年度）	埋立	水質（水温、塩分等） 動植物、生態系（底生生物（アサリ等）、海草（アマモ））
	治水専用ダムに係る環境影響基礎調査	ダム（流水型）	水質（濁り） 動植物、生態系（底生生物、水生生物、植生）
	開発計画に伴う環境影響基礎調査	その他（都市再開発）	温室効果ガス 廃棄物等
18	道路建設事業、鉄道建設事業等に係る環境影響評価基礎調査	道路、発電所、ダム	動物（ほ乳類及び鳥類）
	三河港神野西地区埋立事業に係る環境影響基礎調査	埋立	動物（底生生物（アサリ）） 水質（水温、塩分等）
	廃棄物等に関する環境影響基礎調査	すべて（建設汚泥の発生を伴う事業）	廃棄物等（建設汚泥）
17	発電事業における温室効果ガス排出抑制措置検討調査	発電所	温室効果ガス（CO <sub>2</sub> ）
	海砂利採取跡等の埋め戻しに関する基礎調査	その他（埋め戻し）	水質（濁り、貧酸素水塊等） 動物、生態系（底生生物）
	特殊案件等環境影響評価調査事業（大阪湾）	埋立	水質（COD等）
	羽田飛行場再拡張に伴う環境影響基礎調査	空港	水質（COD、DO等） 動物、生態系（底生生物（アサリ））
16	特殊案件等環境影響評価調査事業（大阪湾）	埋立	水質（COD等）
	羽田飛行場再拡張に伴う環境影響基礎調査	空港	水質（COD、DO等） 動物、生態系（底生生物（アサリ））
	豊川水系のダムの建設に係る環境影響審査基礎調査	ダム	動物（希少魚類（ネコギギ））

### 3. 専門家の意見聴取を定めている他法令の事例について

国の事務の遂行に当たって、専門家の意見聴取を義務付けている又は意見聴取ができることを規定している他法令の事例としては以下のようなものがある。

#### (1) 南極地域の環境の保護に関する法律

環境大臣は、南極地域活動計画の確認を行うに当たっては、南極地域に関し専門の学識経験のある者の意見を聴くことができるとされており（南極地域の環境の保護に関する法律第8条第4項）、その際には、南極地域活動計画確認検討委員を委嘱して南極地域活動計画確認検討委員名簿を作成し、これを公表するものと定められている（南極地域の環境の保護に関する法律施行規則第13条及び第14条）。

#### (2) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがある外来生物（海外起源の外来種）の中から、規制・防除の対象とするものが特定外来生物として環境大臣から指定され、その際には生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならないとされている。（特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律第2条第3項）

### 4. ポイント

諸外国の環境影響評価制度において、9カ国中、政府と独立した第三者機関が設置されていたのは2カ国であった。

過去5年間に実施した特殊案件調査17課題のうち、主な調査（又は配慮）項目として生物関係及び水質を調査した事例が10課題と最も多かった。

他法令では、国の事務の遂行に当たって、専門家の意見聴取を義務付けている又は意見聴取ができることを規定している事例がある。

(参考)

#### 南極地域の環境の保護に関する法律

第 8 条第 4 項 環境大臣は、前項の規定による措置をとろうとする場合において必要があると認めるときは、環境省令で定めるところにより、当該南極地域活動計画に含まれる南極地域活動について、南極地域に関し専門の学識経験のある者の意見を聴くことができる。

#### 南極地域の環境の保護に関する法律施行規則

第 13 条 環境大臣は、法第 8 条第 4 項の規定により学識経験のある者の意見を聴くときは、次条の南極地域活動計画確認検討委員名簿に記載されている者の意見を聴くものとする。

第 14 条 環境大臣は、南極地域に関し専門の学識経験のある者のうちから、南極地域活動計画確認検討委員を委嘱して南極地域活動計画確認検討委員名簿を作成し、これを公表するものとする。

#### 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律

第 2 条 この法律において「特定外来生物」とは、海外から我が国に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物（以下「外来生物」という。）であって、我が国にその本来の生息地又は生育地を有する生物（以下「在来生物」という。）とその性質が異なることにより生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定めるものの個体（卵、種子その他政令で定めるものを含み、生きているものに限る。）及びその器官（飼養等に係る規制等のこの法律に基づく生態系等に係る被害を防止するための措置を講ずる必要があるものであって、政令で定めるもの（生きているものに限る。）に限る。）をいう。

2 この法律において「生態系等に係る被害」とは、生態系、人の生命若しくは身体又は農林水産業に係る被害をいう。

3 主務大臣は、第一項の政令の制定又は改廃に当たってその立案をするときは、生物の性質に関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。